

「オリックスメンバーシップ・バンキングサービス」

「eダイレクト預金ご利用規定」新旧対照表

(改定した条項のみ表示しており、下線部分が改定箇所です。)

旧	新
<p>第2条（本預金） 1.～5.(省略) 6.本預金につき、老人等の少額預金利子の非課税制度（マル優）はお取り扱いしません。</p>	<p>第2条（本預金） 1.～5.(同左) 6.本預金につき、<u>少額預金の</u>利子非課税制度（マル優）はお取り扱いしません。</p>
<p>第6条（預金の払戻し） 1.～5.(省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p>第6条（預金の払戻し） 1.～5.(同左) 6.当社は、<u>前各項の払戻しの手続きに加え、本預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。</u></p>
<p>第7条（パスワード、お客様カード） 1.～2.(省略) 3.お客様は、「お客様カード」および「口座利用パスワード」を善良なる管理者の注意義務を持って管理し、他人に教えたり、紛失・盗難にあわないよう十分注意してください。 4.「お客様カード」を紛失したり、「口座利用パスワード」を失念した場合は、速やかに当社まで当社所定の書面により届出てください。当社への届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、当初の仮の「口座利用パスワード」の通知を除き当社から「口座利用パスワード」等をご連絡したり、取引に関係なく「口座利用パスワード」等をお聞きすることはありません。</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p>第7条（パスワード、お客様カード） 1.～2.(同左) 3.お客様は、「お客様カード」および「口座利用パスワード」をご自身で<u>厳重に</u>管理し、他人に教えたり、紛失・盗難にあわないよう十分注意してください。「お客様カード」の第三者への譲渡・貸与はできません。また、「口座利用パスワード」は、<u>安全のためにぜひ定期的に変更してください。</u> 4.お客様が「お客様カード」を紛失・盗難などで失った場合または「口座利用パスワード」を失念した場合には、<u>すみやかにお客様ご本人から当社まで当社所定の書面（「お客様カード」の紛失・盗難の場合は電話でも受け付けできます。）</u>により届出てください。当社への届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。 5.お客様がインターネット・バンキングによる不正な払戻し（第9条の2ご参照）またはその可能性に気づかれた場合には、<u>ただちにお客様専用ページにて「口座利用パスワード」を変更のうえ、当社に連絡してください。</u></p>
<p>第9条（本人確認） 1.(省略) 2.当社が前項の確認をして取扱ったうえは、「口座利用パスワード」「お客様カード」等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>	<p>第9条（本人確認） 1.(同左) 2.当社が前項の確認をして取扱ったうえは、「口座利用パスワード」「お客様カード」等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。<u>なお、お客様は、インターネット・バンキングによる不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</u></p>

第9条の2(インターネット・バンキングによる不正な払戻し)

1. インターネット・バンキングによる本預金の不正な払戻し(本条で「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は、当社に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) 当該払戻しに気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
- (2) 当社の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること
- (3) お客様による警察署に対する被害事実等の事情説明、警察署からの事情聴取に対するお客様の真摯な協力の事実を当社が確認できること

2. 前項の請求がなされた場合、当社は、インターネットの技術やその世界における犯罪手口は日々高度化しており、そうした中で、当社が提供するサービスは、そのセキュリティ対策を含め一様ではないことから、重過失・過失の類型や、それに応じた補償割合を定型的に策定することは困難であることを踏まえ、被害に遭ったお客様の態様やその状況等を加味して判断のうえ補償します。

3. 当社は、前項を踏まえ、次のように取扱います。

- (1) 当該払戻しがおお客様の故意による場合は、当社は補償を行いません。
- (2) お客様が当該払戻につき無過失の場合には、当社への通知が行われた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(本条で「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。
- (3) 当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であることおよびお客様に過失または重過失があることを当社が証明した場合には、当社は、補てん対象額の4分の3の範囲内で、お客様の過失または重過失の程度に応じて相当金額を補てんします。

4. 前各項の規定は、第1項にかかる当社への通知が当該払戻しされた日から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

5. 第2項および第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。

- (1) 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれ

<p>第 12 条（届出事項等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お客様がお届けの印章を失ったとき、印章に変更があったとき、氏名の変更があったとき、または、証券口座を有さなくなったときは、お客様は、直ちに書面によって当社にお届けください。また、住所その他の届出事項に変更があったときは、インターネットを使用して当社にお届けください。これら届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</li> <li>2. お申込み等内容に関し、当社よりお客様に通知・照会する場合には、届出のあった電子メールアドレス、住所、電話番号を連絡先とします。当社に届出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客様の責によりお客様以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、それによって生じた損害については、当社は責任を負いません。</li> <li>3. 届出のあった電子メールアドレスまたは氏名住所にあてて、当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなくても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。</li> </ol>	<p>かに該当すること</p> <p>A. お客様の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p>B. お客様が、被害状況について当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>(2) 当該払戻しが、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 当社が当該預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、お客様が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</li> <li>7. 当社が第 2 項および第 3 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</li> <li>8. 当社が第 2 項および第 3 項の規定により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、当該払戻しを受けた者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</li> </ol> <p>第 12 条（届出事項等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お客様がお届けの印章を失ったとき、印章に変更があったとき、氏名の変更があったとき、または、証券口座を有さなくなったときは、お客様は、直ちに書面によって当社にお届けください。また、住所その他の届出事項に変更があったときは、インターネットを使用して当社にお届けください。これら届出の前に生じた損害については、<u>当社に過失がある場合を除き</u>、当社は責任を負いません。</li> <li>2. お申込み等内容に関し、当社よりお客様に通知・照会する場合には、届出のあった電子メールアドレス、住所、電話番号を連絡先とします。当社に届出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客様の責によりお客様以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、それによって生じた損害については、<u>当社に過失がある場合を除き</u>、当社は責任を負いません。</li> <li>3. 届出のあった電子メールアドレスまたは氏名住所にあてて、当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなくても、これによって生じた損害については、<u>当社に過失がある場合を除き</u>、当社は責任を負いません。</li> </ol>
---	---

<p>第 13 条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 補助・保佐・後見開始の審判を受けた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>2. ～4.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 13 条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 補助・保佐・後見開始の審判を受けた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>2. ～4.（同左）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---